**平成２１年（フ）第４６４号**
静岡県沼津市根古屋165番地の２　三栄ビル304
債務者　坂倉　志乃
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２１年（フ）第５１５号**
静岡県三島市谷田・小山台・1345番地の８
債務者　杉山みどり
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２１年（フ）第５４９号**
静岡県伊豆の国市南江間744番地の１　足立借家
債務者　大口　正徳
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２１年（フ）第７２号**
滋賀県長浜市富田町49番地１
債務者　貞岡　喜也
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

**平成２１年（フ）第４４７号**
岡山県倉敷市西阿知町835番地ラ・フルールＢ―205
債務者　生和　幸子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２１年（フ）第１６０号**
山形県鶴岡市美原町２番27―105号　新笠原アパート、住民票上の住所山形県酒田市浜中字上村213番地の２
債務者　菅原　真人
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２１年（フ）第１６１号**
山形県鶴岡市美原町２番27―105号　新笠原アパート
債務者　菅原都美枝
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２１年（フ）第１６３号**
山形県東田川郡三川町大字土口字村上69番地
債務者　阿部　　功
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２１年（フ）第１６４号**
山形県鶴岡市道田町８番29号
債務者　照井　智子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２１年（フ）第１３５号**
新潟県糸魚川市南押上１丁目１番23号　ヴィア・ロイヤル103
債務者　盛合菜津子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

**平成２１年（フ）第５２２号**
愛知県稲沢市祖父江町上牧中外1021番地
債務者　道脇　正一
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２１年（フ）第５２３号**
愛知県稲沢市祖父江町上牧中外1021番地
債務者　道脇　絵美
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２１年（フ）第１１５５号**
京都府相楽郡和束町大字木屋小字立花79番地
債務者　東　　祥寛
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１７２３号**
京都市右京区西京極中町34番地
債務者　松尾　京子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１９６０号**
京都市右京区西院西溝崎町33番地１　五条ローズハイツＡ棟817号
債務者　平井　雅信
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第２０３３号**
京都市右京区梅津徳丸町17番地
債務者　田邉トミ子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第２１３４号**
京都市伏見区東奉行町４番地　桃陵団地39棟308号
債務者　豊田　裕佳
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係